

(別紙4)

令和6年度新型インフルエンザ等感染症等患者入院医療機関設備整備事業の概要

1 整備要件

当該補助事業で整備した資機材を、新型インフルエンザ等患者入院時に、迅速かつ的確な医療の提供に活用すること。

2 補助対象設備及び補助上限額

(1) 人工呼吸器及び付帯する備品 【上限額】 2, 221, 000円

(2) 簡易陰圧装置(据え付け費用を含む。) 【上限額】 4, 320, 000円

(3) 個人防護具

(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

【上限額】 1, 188, 000円(総額)、3, 600円(1セット)

【上限セット数】 330セット

○積算根拠を整備計画書に明記すること。

○セット品を購入すること。

例: 50日×6セット(1日当たり消費量)×2, 700円

= 810, 000円

(4) 簡易ベッド 【上限額】 51, 400円(1台あたり)

※対象経費のうち上限額を超えた額は医療機関の負担となります。

個人防護具については総額のみでなく、1セットごとに単価の上限を超える分についても医療機関の負担となります。

3 上限台数等

過去の補助実績や入院協力病床数に応じて優先順位を決定する。人工呼吸器及び簡易陰圧装置における2回目以降の補助については、下記のとおり、入院協力病床数に応じた上限台数まで追加実施を検討する。

- ・人工呼吸器は協力病床数の1/6(小数点以下切捨て)を上限台数として補助
- ・簡易陰圧装置は協力病症数の1/4(小数点以下切捨て)を上限台数として補助
- ・1回の事業で補助する台数は1台までとする。
- ・入院協力病床数については、整備計画書に明記すること。

簡易ベッドについては、パンデミック時に、居室以外の食堂・談話スペース等を利用した入院協力病床を確保する医療機関について、当該入院協力病床数の1/2を上限台数として補助する。

- ・積算根拠を整備計画書に明記すること。

例: 10床×1/2×51, 400円=257, 000円

※上限額、上限台数等については、今後、県予算の状況に応じて変更となる可能性があります。

4 事業の実施方法

- (1) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、新型インフルエンザ等感染症が発生していない間においては定期的に保守点検を行うこと。
なお、機能維持のために平時より使用することは認めるが、新型インフルエンザ等感染症発生時には、患者に対し即時に効率的な使用ができるよう、利用状況を把握するなど適切に管理すること。また、人工呼吸器使用の際には、早期の抜管が見込まれる急性期管理に限定し使用すること。
- (2) 個人防護具は適切に管理し、発生時に職員が適切に着脱できるようにしておくこと。
- (3) 事業実施に当たっては、通常使用している医療資機材を考慮し、医療従事者が支障なく使用できるよう配慮すること。